

# 医療法人に関する意見書（追加）

「これから医業経営の在り方に関する検討会（第四回）」

## 意 見

法政大学法学部教授

神谷高保

2002年2月20日（水）

### 目次

1 意見追加の理由 .....	1
2 医療法人の理事長を医師とする要件の改廃 .....	2
3 結語 .....	5

## 1 意見追加の理由

前回の検討会において、「『社員が持分を有する社団』という形態を採った医療法人」を営利法人と評価できるのか、という前提問題とともに、(1) 営利法人による医療経営への参入抑制政策の改廃、(2) 医療法人の理事長を医師とする要件の改廃、(3) 医療法人に関する情報公開の促進、という三つの問題について意見を述べた。

しかしながら、前回の検討会での意見陳述後に検討会で紹介された資料が、(2) の「医療法人の理事長を医師とする要件の改廃」の問題の検討のためには重要なものであり、事前にその内容を知っていれば更に具体的な意見を述べることができたものであったので、前回の意見書に追加して、ここに意見を述べる。

## 2 医療法人の理事長を医師とする要件の改廃

### 2.1 結論と理由

前回の意見陳述では、医療法人の理事長を医師とする要件の改廃について、次のように述べた。

医療法人の理事長を医師とする要件を廃止し、昭和六〇年以前の状態に戻すことに賛成する。

「理事長が医師である」という原因と「適正な医療の提供」という結果との間の因果関係の存在はそれほど明確なものではなく、かえって、この理事長要件は、新たな医療法人が医療経営に参入する際の障害となっている可能性もあるからである。

今回、この意見を維持するとともに、さらに、医療法四六条の三から理事長要件に関する規定を削除し、理事長要件を必要とする医療法人だけが、定款・寄付行為（以下、単に「定款」と言う。）において「本医療法人においては理事長は医師でなければならない」旨を規定する形に改めることを提案したい。

前回紹介された二つの調査結果は、理事長要件を維持する立法政策の根拠となるものではなく、かえって廃止する立法政策の根拠となるものだからである。このような調査が公表された以上、理事長要件は（定款に記載しても良く、また、記載しなくても構わないという意味で）「任意的な」定款記載事項とすべきである。

### 2.2 検討

前回の意見陳述で、医療法人の理事長を医師とする要件の改廃の問題について次のように述べた。

医療法人の理事長は原則として医師でなければならないとする要件<sup>1</sup>（以下、単に「理事長要件」と言う場合がある。）は、富士見産婦人科病院事件をきっかけとして、「医学知識を有する医師を理事長に就任させることにより、医学知識に基づいた医療法人の経営が行われるようにし、医療法人が提供する医療の内容を適正なものとする」ことを目的として制定されたもの、と理解することができる。

しかし、「理事長が医師である」という原因と「適正な医療の提供」という結果との間の因果関係の存在はそれほど明確なものではない。

---

<sup>1</sup>医療法四六条の三第一項。

そもそも、この理事長要件が新設されたことによって医療法人が提供している医療の内容がより適正なものとなった、ということを示す指標は存在していないようである。

かえって、この理事長要件は新たな医療法人が医療経営に新規参入する際の障害となっている可能性がある。

また、複数の理事がいる医療法人の定款において、理事会が多数決で医療法人の運営・管理について決定し理事長が理事会の決定を代表して執行するという運営・管理の仕組を採用している場合には、理事長だけに医師であることを要求しても意味はない。理事長ではなく、理事会の過半数の理事が医師であることを要件としなければならないはずである。

さらに、理事長要件を緩和した内容を見てみると、理事長要件は、医療法人の運営・管理にとって、かえって桎梏となっているようにも見える。

理事長要件が緩和された類型は、具体的には、(1) 医療法人の承継に関するもの<sup>2</sup>、(2) 医療機関としての実績を評価されたもの<sup>3</sup>、(3) より公益的な医療を提供している医療機関に関するもの<sup>4</sup>、などに分類することができる。

仮に、「理事長が医師である」という原因と「適正な医療の提供」という結果との間の因果関係が強度で明確なものであれば、(1)と(2)の類型を認めることはできないはずであるし、(3)の「より公益的な医療を提供している医療機関に関する類型」については、なおさら緩和できないはずだからである。

今回は、これに付け加えて、前回紹介された二つの資料を検討したい。

まず、(1) 日本医療法人協会の資料<sup>5</sup>によれば、

- (a) 理事長要件の現状維持を求める法人は五〇・四%、
- (b) 理事長要件の緩和を可とする法人は四〇・二%、
- (c) 理事長要件の撤廃を求める法人は九・四%、

と報告されている。

<sup>2</sup>理事長死亡時に子女が医科大学等に在学中・研修中であることを条件とする理事長配偶者の新理事長就任など、第一回検討会・参考資料二九頁に記載された(1)・(2)の例。

<sup>3</sup>第一回検討会・参考資料二九頁に記載された(3)・(5)の例。

<sup>4</sup>第一回検討会・参考資料二九頁に記載された(4)の例。

<sup>5</sup>社団法人日本医療法人協会『医療法人実態調査報告』九頁（平成一三年一二月）

また、(2) 社団法人日本病院会の資料<sup>6</sup>でも、

- (a) 理事長は医師であるべきだとする病院が四八・一%、
- (b) 理事長は医師である必要はないとする病院が四六・五%、

と報告されている。

この調査結果は、「理事長が医師である」という原因と「適正な医療の提供」という結果との間の因果関係の存在は実務に携わる人々の間においてもそれほど明確なものではないと考えられていることを示している。

少なくとも、これら三つの意見を併存させ得る方法があれば、医療法人の理事長は医師でなければならないとする要件を法律の形で一律に定める必要はない。

具体的には、医療法四六条の三から理事長要件に関する規定を削除し、理事長要件を必要だと考える医療法人だけが、定款において「本医療法人においては理事長は医師でなければならない」旨を規定すれば、これらの意見を併存させることができる。すなわち、

- (1) 理事長要件を維持したい医療法人は、定款で理事長の資格要件を定めれば良い。
- (2) 理事長要件を撤廃したい医療法人は、定款に理事長の資格要件についての規定を置かない。
- (3) 理事長要件の緩和を可とする医療法人では、例えば、

「本医療法人の理事長は医師でなければならない。ただし、【例えば、理事会】の三分の二以上の承認を受けた場合は、医師でない理事のうちから理事長を選出することができる。」

という定めを定款に置けば良い。

いずれにせよ、前回紹介された二つの調査結果は、理事長要件を維持する立法政策の根拠となるものではなく、かえって、理事長要件を廃止する立法政策の根拠となるものである。このような調査が公表された以上、なおさら、理事長要件に関する規定は全面的に医療法の規定から削除し、(定款に記載しても良く、また、記載しなくても構わないという意味で)「任意的な」定款記載事項とすべきである。

<sup>6</sup>社団法人日本病院会医療制度委員会社会保険・老人保健委員会『会員への意識調査集計結果』一頁(平成一三年一二月)

### 3 結語

仮に、ある規制（例えば、本件では、医療法人の理事長は医師でなければならないという規制）が一定の範囲で妥当なものであったとしても、その規制を実施するための手法として何が最も適切なのか、という問題は別途検討する必要がある。

法律事項とすべきか、医療法人の定款自治に委ねるべきか、という問題である。

特に、その規制をする実質的な根拠が明確でない場合、すなわち、今回の二つの調査結果も示しているように「理事長が医師である」という原因と「適正な医療の提供」という結果との間の因果関係の存在が実務に携わっている人々の間においてもそれほど明確なものではないと考えられているような場合には、法律事項とする（法律で一律に定めて原則として例外を許さないとする）ことは避けるべきである。

医療法人の置かれた実状に合わせて理事長要件の要否を選択できるように、医療法人の定款自治に委せるべきである。

(完)